

第1回 市場使用料あり方検討委員会 会議録

日 時 平成21年7月21日(火) 16:30~17:46

場 所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

開 会

飯田幹事 それでは、定刻になりましたので、第1回東京都中央卸売市場市場使用料あり方検討委員会を開会させていただきます。

本日は、ご多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

委員長が選任されるまでの間、会の進行を務めさせていただきます管理部財務課長の飯田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、お手元にお配りしております資料をまずご確認くださいと存じます。配付資料がございます。資料1といたしまして、市場使用料あり方検討委員会委員名簿、そして幹事名簿がございます。資料2といたしまして、市場使用料あり方検討委員会設置要綱がございます。資料3といたしまして、皆様のお手元には諮問文の写しを置いてございます。資料4といたしまして、検討スケジュールを置いてございます。資料5といたしまして「東京都中央卸売市場の概要」を置いてございます。資料6は「市場財政の状況について」でございます。資料7、「市場使用料について」を配付してございます。お手元にございますでしょうか。

それでは初めに、中央卸売市場長の岡田よりごあいさつを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

岡田市場長 東京都中央卸売市場長の岡田でございます。市場使用料あり方検討委員会の第1回の会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本委員会の委員をお引き受けいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

市場使用料のあり方につきましては、これまで平成7年、平成12年と2度にわたりまして、学識経験者、また業界代表者の皆様方を交えた検討を行いまして、今日に至っているところでございます。その一方で、卸売市場を取り巻く流通環境は年々厳しさを増してきており、物流の効率化、あるいは品質管理の高度化など多様化する施設ニーズに即応していくことが求められてございます。これらの施設ニーズに的確に応え、生鮮食料品の安定的供給につなげていく。そのためには、強固な財政基盤の構築が不可欠でございます。

今回、こうした背景から、委員の皆様方には全11の市場が抱える今日的課題を整理検討していただき、市場使用料についての方向性を取りまとめていただきたいと思います。本委員会は、本日より約2年間という長期にわたりご検討をお願いいたします。ぜひともよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

飯田幹事 続きまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元に配付いたしまし

た資料1をご覧ください。本日出席の委員の皆様方を名簿の順に従いましてご紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者の委員をご紹介します。

中央大学 総合政策学部教授、横山委員でございます。

東京農工大学大学院 共生科学技術研究院 農業市場学研究室教授、野見山委員です。

筑波大学大学院 ビジネス科学研究科教授、西尾委員です。

首都大学東京大学院 社会科学部教授、渡辺委員です。

公認会計士、金井委員です。

続きまして、業界代表者の委員をご紹介します。

東京都水産物卸売業者協会会長、伊藤(裕)委員です。

東京魚市場卸組合連合会会長、伊藤(宏)委員です。

東京都水産物小売団体連合会会長、大武委員です。

東京魚市場買参協同組合理事長、二村委員です。

川田委員は遅れておりますので、後ほどご紹介させていただきます。

東京青果卸売組合連合会会長、大澤委員です。

東京都青果物商業協同組合理事長、井口委員です。

築地東京青果物商業協同組合理事長、泉委員です。

東京食肉市場株式会社取締役社長、寺内委員です。

東京食肉市場卸商協同組合理事長、高野委員です。

東京食肉買参事業協同組合理事長、乙川委員です。

東京都花き振興協議会副会長、磯村委員です。

東京都花き振興協議会副会長、小池委員です。

東京都花き振興協議会会長、三島委員です。

東京都中央卸売市場関連事業者団体連合会会長、藤井委員です。

東京中央市場青果卸売会社協会会長、川田委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

続きまして、東京都の幹事をご紹介します。

管理部長、後藤幹事です。

事業部長、大橋幹事です。

参事(市場政策担当)、大拙幹事でございます。

新市場担当部長、野口幹事でございます。

管理部財務課長、私、飯田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本委員会の設置要綱についてご説明申し上げます。お手元の資料2、「市場使用料あり方検討委員会設置要綱」をご覧ください。

まず、第1の設置目的ですが、東京都中央卸売市場の市場使用料のあり方につきまして、専門的な調査、検討を行うものとしております。

第2の検討事項につきましては、市場使用料のあり方についての検討を行うものとしております。

第3には委員会の組織、第4、委員の任期、第5、委員の責務について記載してございます。

第6につきましては、委員会に委員長及び副委員長を置くこととしております。

第7につきましては、委員会の運営を記載しております。委員会は原則公開で行いますが、委員会の決定によりまして、非公開とすることができるものとしております。

そのほか、委員会において検討すべき事項につきまして、細目の調査研究そのほか必要があるときには、委員長はワーキンググループを置くことができるとしております。

第8以降につきましては、庶務的事項を記載しております。

簡単ですが、以上で設置要綱の説明を終わります。

続きまして、委員長の選任に移らせていただきます。当委員会の設置要綱におきまして、委員長は委員の互選により選任することとしております。どなたかご推薦はございますでしょうか。

特段なければ、事務局からの提案といたしまして、東京都卸売市場審議会の委員並びに東京都税制調査会で会長を務めておられる横山委員に委員長をお願いしたいと存じますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

飯田幹事 ありがとうございます。横山委員、よろしいでしょうか。

横山委員 はい。

飯田幹事 ありがとうございます。それでは、横山委員長、委員長席へお移り願えますでしょうか。

委員長職が決まりましたので、以後は横山委員長に進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

横山委員長 それでは、議事に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

ただいま本委員会の委員長という大役を仰せつかりました中央大学の横山でございます。よろしくお願いいたします。

まずもって申し上げなければならないことがございます。それは、この市場使用料の位置付けでございます。この市場の使用料につきましては、市場長のお話からもございましたように、市場の事業そのものの根幹を支える極めて重要な制度であると私は認識しているということをまずもって申し上げたいと存じます。

また今回、この市場使用料につきまして、過去の議論、それから現在の使用料の制度について丁寧に検証を加えて、将来的にあるべき使用料のあり方について検討していくわけですが、そのためにも、委員各位のご協力を賜り、それぞれの専門的知識やご経験に基づくご意見を頂戴しながら、今、市場長のお話もありましたように、厳しい卸売市場を取り巻く流通環境、あるいは市場でお働きになっている事業者の皆さんの経営実態、こういうようなことを多角的な観点から検討を加えて、そして、市場使用料の制度の一定の方向性について見極めたいと思っております。そのためにも委員各位のご協力方を伏してお願い申し上げたいと存じます。

つきましては、これから2年間、長丁場でございますが、微力ではございますが、できる限りのことをさせていただきたいと存じます。私ができることは議事の進行、交通役でございます。どのような取りまとめ、方向性を見出せるかは、一にかかって委員各位のご見識が結集したたまものと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

最後になりましたが、事務局のお力添えは不可欠ですので、忌憚のない意見も委員から出ると思っておりますが、どうぞ率直にその必要な資料等の開示もお願いしたい、このように考えてございます。

簡単ではございますが、私のあいさつの言葉とさせていただいて、引き続き議事に移らせていただきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、会を進行させていただきます。設置要綱によりますと、副委員長を委員長が指名するということになっております。副委員長は、卸売市場制度をご専門にされている野見山先生をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

横山委員長 それでは、野見山委員、副委員長席にお移り願います。

続いて、本委員会への諮問でございます。中央卸売市場長から諮問がございますので、まずそれをお受けしたいと思います。

岡田市場長 市場使用料あり方検討委員会委員長殿。

貴委員会に下記の事項についての調査・検討を諮問いたします。

記でございます。

市場使用料のあり方について。

以上、諮問いたします。

横山委員長 謹んでお受けいたします。

岡田市場長 よろしくお願いいいたします。

(諮問文手交)

横山委員長 ただいま市場長より諮問をいただきました。

諮問文については資料3としてお手元に写しをお配りしていますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、岡田市場長はここで退席されます。

岡田市場長 委員の皆様方、よろしくお願いいいたします。(岡田市場長退席)

横山委員長 また、報道機関のカメラ撮影もこれにて終了とさせていただきます。

それでは、事務局より諮問内容と委員会の検討スケジュールについて説明をお願いいたします。

飯田幹事 まず、諮問の内容につきましてご説明をさせていただきます。

本委員会の諮問につきましては、市場使用料のあり方についてということでございます。後ほど資料をご覧くださいますが、東京都中央卸売市場では公営企業会計制度を採用しておりまして、独立採算制によりまして市場事業を運営しております。今回、この市場使用料のあり方につきまして、現状の課題を洗い出し、市場使用料のあり方の方向性を取りまとめていただくため、皆様から忌憚のないご議論をいただきたいと思いますと考えてございます。

それでは、お手元の資料4、検討スケジュールからご説明してまいりたいと存じます。本日の第1回から第11回まで、おおむね2年を予定して検討を進めてまいりたいと考えております。開催はおおむね2カ月から3カ月に1度のペースで進めていく予定でございます。第2回目は、現行市場使用料に係ります課題を整理いたしまして、第3回以降で多角的な視点で委員の皆様方にご検討をお願いし、おおむね22年の10月ごろを目途に、市場使用料のあり方につきまして中間のまとめを行っていただきたいと思いますと考えております。この中間の取りまとめをもとに、さらにご議論、ご検討を深めていただきまして、平成23年の夏ごろには委員会からの答申という形で、市場使用料のあり方についての方向付けを行っていただきたいと思いますと考えております。

以上のとおり、2年にわたります長丁場の検討となりますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

横山委員長 ただいま事務局より諮問内容及び検討スケジュールについて説明がありました。この事務局案に沿いながら検討を進めてまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、先ほど事務局からの説明がありましたワーキンググループの設置についてですが、これは必要に応じて検討をすることになっております。設置の時期や人選につきましては委員長に一

任させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声)

横山委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

中央卸売市場の概要と財政について、事務局から説明願います。

飯田幹事 それでは、お手元の資料5の「東京都中央卸売市場の概要」をご覧ください。全11市場の分布状況、そして市場別取扱品目一覧を記載してございます。

2ページをご覧ください。全11市場の所在地、敷地面積、建物面積、1日当たりの取扱数量並びに取扱金額を記載してございます。

3ページをご覧ください。こちらは全11市場の業者数を、卸売業者、仲卸業者、関連事業者は流通補完、物販・飲食、加工・サービス業務の内訳まで、そして、売買参加者という区分で業者数をお示ししてございます。

4ページをご覧ください。こちらは取扱数量及び取扱金額の推移を昭和60年から平成20年まで、過去24年分を記載してございます。表の棒グラフは取扱数量、そして折れ線グラフは取扱金額を示しております。

まず、上段の水産物部の取扱数量でございますが、こちらは昭和62年の89万トンピークに、平成20年は61万7,000トンとなっております。取扱金額は平成2年の8,437億円をピークにいたしまして、平成20年は5,209億円になってございます。

下段の青果部の取扱数量につきましては、昭和62年の293万3,000トンピークにいたしまして、平成20年は216万7,000トンとなっております。取扱金額は平成3年の7,705億円をピークにいたしまして、平成20年は5,249億円になってございます。

5ページをご覧ください。こちらは食肉部でございます。食肉部の取扱数量は、平成元年の12万4,000トンピークにいたしまして、平成20年は8万4,000トンとなっております。取扱金額につきましては、平成元年の1,418億円をピークに、平成20年は1,060億円となっております。

下段の花き部につきましては、花き部の取扱数量は、切り花や鉢物など取扱単位が種別ごとに異なっている関係で、ここでは数量を記載してございません。そして、花き部につきましては、昭和63年に東京都中央卸売市場北足立市場において花き部を開設してから現在までに5市場で花き部を開設してございます。現在の取扱金額は平成20年で920億円になってございます。

続きまして、お手元の資料6、「市場財政の状況について」をご覧ください。

1の中央卸売市場会計の仕組みについてでございますが、(1)に記載してございますように、

市場事業は、地方財政法によりまして、公営企業というふうに位置付けられております。市場事業につきましては、東京都の場合、東京都地方公営企業の設置等に関する条例によりまして、地方公営企業法の財務規定とその一部を適用し、公営企業会計方式により運営してございます。

(3)の市場使用料に関する規定につきましては、東京都は市場事業に地方公営企業法を適用しておりまして、直接的には地方公営企業法第21条の「料金」の規定を適用してございます。

続きまして、2ページをご覧ください。2の収益的収支の現状と推移でございます。(1)の収益的収支の現状についてでございますが、表の20年度の決算見込みをご覧ください。売上高割使用料、施設使用料を主な収入源といたします営業収益でございますが、こちらは20年度決算見込みが141億円となっております。一方、営業費用のほうは、人件費、維持管理費、減価償却費などで構成されておりまして、決算見込みが160億円となっております。

差引営業損益はマイナス19億円になってございます。この営業損益につきましては、ここ数年、マイナス14億円からマイナス19億円で推移してございます。

そして、経常損益につきましては、平成20年度は受取利息収入がやや減少いたしましたが、平成19年度に有利子負債の圧縮を行いましたことで、企業債利息の支出が大幅に減少したことから、経常損益が8億円の黒字となっております。ここ数年の経常損益ですが、おおむね2億円から3億円で推移してきておりました。

そして、下の特別利益は、区分地上権を設定したことによる収入を計上しておりまして、当年度の純損益は25億円となっております。そして、この利益を19年度の累積欠損金185億円の補填したことによりまして、平成20年度の累積欠損金は160億円に減少しております。

続きまして、3ページをご覧ください。収益的収支の推移でございますが、それぞれの項目につきまして、昭和60年度から平成19年度まで過去23年度分を記載しております。

(ア)の営業収益の推移ですが、営業収益は、使用料改定を行いました平成14年度以降につきましては140億円で推移しておりまして、その主たる事業収入である使用料収入が110億円となっております。収入のおよそ8割を占めております。

(イ)の営業費用の推移につきましては、営業費用は、職員定数の見直しなどによりまして、平成16年度以降は160億円を下回る水準で推移しております。平成19年度の営業費用の内訳につきましては、人件費が40億円、維持管理経費が65億円、減価償却費などが50億円となっております。

4ページをご覧ください。aの人件費の推移についてでございますが、人件費につきましては、先ほど申しました職員定数の見直しなどによりまして、ピーク時の44億円に比べて10億円減少いたしまして、平成19年度には33億円となっております。

そして下段、b、減価償却費の推移についてですが、昭和60年度以降につきまして、これまでに大田市場、板橋市場の花き棟、世田谷市場の南棟の建設など積極的な施設整備によりまして、平成元年以降増加傾向を示しておりまして、平成14年度以降はおおむね50億円の規模で推移してございます。

5ページをご覧ください。こちらは営業収支の推移についてですが、平成9年度のピーク時に比べまして、平成19年度には赤字幅がおおむね半減しておりまして、14億円となっております。

下段の工、企業債利息の推移についてですが、平成2年度の64億円をピークにいたしまして、企業債の発行抑制等によりまして、平成19年度には20億円にまで減少してございます。

6ページをご覧くださいませでしょうか。オの経常収支の推移についてですが、平成12年度の施設使用料の改定に加えまして、コスト削減によります行政の内部努力、そして企業債の発行抑制による利息支払の減少などによりまして、平成12年度以降、2億円から3億円の黒字で推移している表をお示ししてございます。

そして、カの特別損益の発生につきまして、(ア)ですが、市場跡地の売却益など、通常の市場運営とは異なる特殊要因により発生しました収益につきましては、特別利益として市場会計では経理してございます。

一方、通常の市場運営とは異なります特殊要因により発生した費用は、特別損失といたしまして、経常収支とは切り離して経理をしております。

続きまして、7ページをご覧ください。施設整備に伴います財政状況についてでございます。資本的収支の内容といたしまして、市場の諸施設の整備・拡充に要します建設改良費、そして、その財源として国庫補助金や企業債の収入などを経理してございます。

中段には大規模施設の建設費の一覧を載せてございます。昭和60年代以降、主な大規模施設の建設費を下記のとおり記載してございます。北足立市場の花き部が建設費30億円、大田市場につきましては610億円、築地市場の再整備は概算ですが400億円、板橋市場の花き部については80億円、そして葛西市場の花き部は140億円、世田谷市場花き部は170億円、食肉市場センタービル250億円ということで掲載してございます。

(3)の建設改良費の推移につきましては、このような積極的な整備を進めてきた関係の建設改良費を記載してございます。63年には大田市場の建設ほかで326億円、そして、平成6年、7年には築地市場の再整備、葛西市場の花き棟の建設などで216億円、188億円をそれぞれ建設費として掲載してございます。そして、平成12年、13年には食肉市場のセンタービル、世田谷市場南棟の建設などで168億円、189億円とそれぞれ記載してございます。

8ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは、建設改良積立金の推移をお示ししてございまして、昭和63年度以降、神田市場跡地等の売却益につきましては、用途が限定されています建設改良積立金というところに積み立ててございまして、この積立金は市場施設の維持・拡大を図る再投資の財源として活用してきてございまして、この積立金につきましては、市場の施設整備に活用してきてきた結果、表をご覧くださいませように、平成5年度にはおおむね3,400億円、そして平成19年度では1,600億円となっております。

そして、下段の企業債残高の推移についてですが、これは、先ほどお話ししました企業債の発行の抑制等をしてまいりました関係、そして、平成19年度には有利子負債の圧縮で一部繰上償還をしてございまして、平成19年度の残高は568億円となっております。

資料6につきましては以上でございます。そして、最後の資料になります。

資料7、「市場使用料について」をご覧くださいませでしょうか。まず、1の市場使用料の徴収根拠についてですが、地方公営企業法におけます料金を東京都中央卸売市場では条例等によりまして「使用料」と位置付けまして、ここで金額等についても定めております。

そして、2の農林水産省から示された案をここに抜粋してあります。まず(1)ですが、使用料の対象経費につきましては、農水省の案は償却費、修繕費、管理事務費などとしてございまして、使用料の対象外経費、いわゆる控除項目につきましては、性質上使用料をもって充てることが適当でない経費は除くというふうに包括的に記載してございまして、(3)の使用料の徴収方式についてですが、こちらは売上高割使用料と、面積割、これは施設使用料のことですが、この2本立てという案を提示してございまして、その負担者は、売上高割使用料と面積割使用料につきましては卸売業者、そして、面積割使用料（施設使用料）につきましては仲卸業者、附属営業者等と記載してございまして、

そして、3の東京都中央卸売市場の使用料算定要領につきましては、農林水産省から案として示された内容を踏まえまして、使用料対象経費といたしまして、人件費、一般管理費、減価償却費等としてございまして、用地取得費については除外というふうにしてあります。

また、使用料の対象外経費につきましては、行政が負担すべき経費を対象から除外してございまして、さらに(3)の使用料負担者及び徴収方式につきましては、農林水産省から示された案と同様としてあります。

続きまして、2ページをお開き願えますでしょうか。こちらは、全11市場の市場使用料収入を売上高割使用料、施設使用料に区分いたしまして、昭和60年度から平成19年度までの推移を表として記載してございまして、こちらの表は、売上高割使用料と施設使用料の年度ごとの合計を100といたしまして、それぞれの割合を売上高割使用料の料金の横にパーセントで記載してございまして、売上

高割使用料につきましては、昭和60年度37億円が、一番下にあります平成19年度には31億円になってございまして、おおむね6億円減少しているのがこの表から読み取れます。

そして、施設使用料につきましては、昭和60年度には31億円ございましたが、その間、先ほど申し上げました花き棟の整備とかいろいろ施設を整備し、そして、使用指定の面積が増えてきた関係で、平成19年度には81億円というふうに約50億円増加しております。

3ページをご覧くださいませでしょうか。このページから5ページにかけては、全11市場の市場使用料の収入の推移を市場ごとに記載しております。3ページの一番左の列、11市場の合計につきましては、先ほどご覧いただきましたように、昭和60年、売上高割使用料が37億円、施設使用料が31億円、その一番下の平成19年度には31億円、81億円になってございます。

次の4ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは豊島、淀橋、足立、板橋と記載してございまして、平成5年度の板橋市場ですが、平成4年度から売上高割使用料、施設使用料が増加しております。こちらにつきましては、平成5年度に板橋市場の花き部が開場したことによるものでございます。

次の5ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは、世田谷、北足立、多摩ニュータウン、葛西市場を記載してございまして、一番左の世田谷市場をご覧くださいませでしょうか。世田谷市場の平成13年度は、平成12年度と比べまして売上高割使用料が2,700万円の増加。そして、施設使用料にあっては1億2,300万円が2億7,000万円に増加しておりまして、こちら平成13年度に花き部が開場したことが主な要因となっております。

続いて、右隣の北足立市場につきましては、ここが花き部の中央卸売市場で最初の開場になりますが、62年度をご覧くださいませと、売上高割使用料が1億5,000万円、これが63年度花き部の開業に伴いまして1億7,900万円、施設使用料につきましては2億2,100万円が2億7,200万円になってございます。

そして、右端の葛西市場の平成7年度をご覧くださいませと、平成7年度に葛西市場では花き部が開場しましたが、前年と比べまして売上高割使用料が7,900万から9,400万円、そして、施設使用料が1億8,300万から3億1,400万円になってございます。

6ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは4番、市場使用料収入の内訳（全市場）分を掲載してございまして、まず売上高割使用料ということで、部類ごと、業態ごとに使用料収入額を記載しております。収入合計額を100といたしまして、部類ごと、業態ごとの割合を併記してお示ししてございます。

そして、下段の施設使用料につきましては、施設ごとの単価、使用指定面積、収入額を記載して

おりまして、こちらをあわせて使用指定の面積の合計、収入額を100といたしまして、種別ごとの割合を併記してございます。

7ページをお開き願えますでしょうか。5番、売上高割使用料の一覧になっておりまして、種別といたしまして、卸売業者の卸売金額、仲卸業者の販売金額　いわゆる直荷です、そして関連事業者の販売金額と掲載してございまして、取扱物品ごとに一番右の売上高割使用料の率を示してございます。率の左のほうに上から1000分の4、そして食肉1000分の4、その他1000分の4になってございますが、これは条例で決められた率でございまして、こちらを右端、規則のほうでそれぞれ1000分の2.5、1000分の2、1000分の1.25というふうに決めております。その下の行の仲卸業者の販売金額、関連事業者の販売金額についても、条例、規則という区分で記載してございます。

最後になりましたが、8ページ、こちらに施設使用料の一覧表を掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

横山委員長　ありがとうございました。ただいまの事務局説明に関して、委員各位、ご意見等ございませんか。どなたからでも結構です。

野見山副委員長　ちょっと質問をよろしいですか。資料7の1ページの3番目の東京都中央卸売市場の使用料算定要領の(2)の使用料対象外経費で、行政が負担すべき経費と書いてありますが、具体的にどういった内容でしょうか、教えてください。

飯田幹事　主に取引指導等に係ります業務費になってございます。

横山委員長　よろしいですか。

野見山副委員長　はい。

横山委員長　ほかに。

初回でございまして、業界委員におかれましては当たり前のことなのかもしれませんが、学識経験者の委員各位は、今、野見山副委員長のほうからございましたような確認でも結構ですし、タイムスケジュール等でも結構ですし、何なりとご意見、あるいはご質問があれば、遠慮なくご発言賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

金井委員　発言はないんですけど、職業柄、バランスシートを今度つけていただくとありがたいんですが。

飯田幹事　次回、第2回目のときに用意させていただきたいと思います。

横山委員長　ほかに、渡辺委員は何かございますか。

渡辺委員　今のところは特にありません。

横山委員長 西尾委員はいかがでしょう。

西尾委員 初めてなので、常識的なことなのかもしれませんが教えていただきたいんですが、資料7の7ページ目の売上高割使用料一覧で、条例では一律1000分の4.0なんですが、その後ろの括弧の中はそれぞれについて数値が少し違うんですけども、これはどのような形で決まっているのかというのを教えていただけませんかでしょうか。

飯田幹事 もともと条例のほうでは上限を示しておりまして、その範囲内でこれまでの改定の中で2.5というふうに落ちついてきたものでございまして、特段、算定とかそういうことではなくて、これまでの経緯の中でそれぞれ変わっているものでございます。

西尾委員 これまでの慣例の中でこの値が適切であるということで決まってきているということでございますか。

飯田幹事 大もとは1000の6からスタートしているんですけども、その経過の中で、条例で1000分の4を示してございまして、そして最終的には規則のほうで率を定めてございます。

西尾委員 わかりました。ありがとうございました。

横山委員長 ほかに、ご専門のお立場から何かございますか。これまでのご議論の経緯、過去2回、平成でもこのあり方について検討が加えられたとのお話です。それについてはまた次回以降、詳しく丁寧な検証をしていかなければならないと思うのでございますが、その過去の経緯もご存じの委員各位もいらっしゃるのではないかと思います。そのときに、こういう視点が重要だったというご記憶があれば、とりわけ私は承知していないことが多々ございますので、論点整理の中で一番重要な視点はということなのか、受益と負担の関係というのは、私は財政が専門なもので、それは十分承知しておるんですけども、今後、卸売市場自体の社会的な役割、それから、今、新市場のことをどうするのかということもにらみつつ、これからそれぞれのお立場からご意見を寄せていただかなければならない。

そうしたときに、これは財政的に独立採算ということではないにしても、ある程度しっかりとした財政的な裏付けを考えなければならない。当然そういうようなご議論もあったと思います。もう一方で公益性みたいなものがあって、受益はどういう受益なのかというご議論も恐らく出てくるのではないかと思いますので、その点も含めて、今のうちにこういう点が重要であるというご意見があれば、それぞれのお立場から、業界の委員各位におかれましては、各区分お一人ずつくらい少しご意見を賜ればと思います。資料の1で言いますと、水産部門、青果部、食肉、花き、関連事業者とございますが、何かご意見等ございませうか。特段なければないで、強制はいたしませんので。

水産物部の伊藤委員、お二人同じお名前でございますが、上の伊藤裕康委員、何かございますか。

伊藤（裕）委員 これはお尋ねでもよろしゅうございますでしょうか。先ほどお話がございました資料6の2ページでございますが、収益的収支の現状ということでお話があったんですが、それと、同じ資料の8ページの建設改良積立金が年々減っているのは、どういうふうに関連しているのがよくわからないのでございます。

同じように、企業債残高の推移も19年度でかなり減っておるんですが、この2ページの表のほうには企業債の利息だけが載っております。では、全体のバランスは現在どうなっていて、積立金がどれだけ残っていて、それで、当年度未処理欠損金が平成19年度の決算では185億だったのが、20年度の見込みは160億に減るんだという、その辺の関連がよくわからないのでございます。先ほどの金井委員がおっしゃったバランスシートに関連するのかなと思うんですが、そこをお尋ねしたいと思います。

飯田幹事 今の資料6の2ページと建設改良積立金の減少ということでございますが、まず建設改良積立金は現在で約1,600億円にまで減少しております。お手元の資料の2に沿いましてご説明いたしますと、まず営業収益のところ、20年度の決算見込みが合計141億円になっておりまして、営業費用は160億円で、営業損益は19億円のマイナスになってございます。ここまではよろしいですか。

伊藤（裕）委員 はい。

飯田幹事 これに営業外収益とございまして、これは主に積立金の受取利息です。平成19年度は約17億円になってございますが、20年度は14億円になっております。これは先ほどの有利子負債を一部繰上償還した関係で手持ち現金が少なくなっていると、そういった関係で受取利息が減少しているということなんです。

そして、同じ列の営業外費用をご覧くださいますと、企業債利息は有利子負債を圧縮するまでは20億円の利息がありましたが、これを19年度に圧縮しておりますので、平成20年度の決算見込みは5億円にまで減っております。そういった関係で、経常損益が8億円の黒字を出してございます。

そして、これに加えて特別利益というところで、こちらは区分地上権を設定いたしました。そして、20年度に17億円入ってきてございますので、こちらを足し上げまして、合計25億円が当期の純利益となります。平成19年度の決算で185億円になっておりますが、こちらの25億円を充当いたしまして、現在では160億円の欠損金ということで、減少をしております。

ここではお示ししてございませんでしたが、建設改良費につきましては、各市場の施設整備は資本的収支のほうで経理してございますので、当初、平成5年には3,400億円あったものを各市場の整備に充てまして、繰り返しになりますが、現在では1,600億円に減少しているものでございます。

伊藤（裕）委員 そうしますと、施設は資本的支出とおっしゃっていますが、その部分は今の2ページの表には載っていないということでございますか。

飯田幹事 2ページのほうは収益的収支を記載してございますので、ここでは載せてございません。

伊藤（裕）委員 そうですか。それから、受取利息・配当金の14億というのは、建設改良積立金の利息もここへ計上されるんですか。

飯田幹事 そうです。利息はここで計上しております。

伊藤（裕）委員 わかりました。

横山委員長 今のご説明でわかる方もいらっしゃるのかもしれませんが、また次回、金井委員のほうからもありましたように、少し丁寧にわかりやすくご説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ほかによろしゅうございましょうか。

その次に、申し訳ございませんが、青果部のほうでは一番上にあるお名前を挙げさせていただきますが、川田委員、何かございましょうか。

川田委員 質問はないのでありますけれども、7年ぐらい前でしょうか、前回のあり方検討会、市場使用料の改定の際に大議論をいたしまして、全くペンディングになった内容がかなりございます。それはすぐこれから検討に入りましょうとって実は6年がたって、やっとこの会ができて、大変うれしく思っております。

そのときのちょっとまだ頭に残っていることを申し上げておくと、市場使用料ではなくて市場のあり方をもう一回よく検討しようじゃないかと。社会性、公共性と企業会計とどこでマッチングさせるのか。都のほうとしては企業会計というお話でしたけれども、当時、我々が受けた感じでは、締めてみたら赤字が出たから使用料を上げますよと、こういうふうに我々は理解をして、全く仕事を自由にやっていいのであればそれもわかるんですけども、かなり規則等で縛られた中で仕事をしながら、人件費が上がったから、当時は退職金が非常に出るからという話で、その分を業者が払えというのは甚だ納得しがたいということを申し上げた経緯がございます。

ですから、公共性と負担というところをぜひご議論いただきたいし、あと、今、バランスシートの話が出ましたけど、当時は秋葉原の売却がございまして、2,700億ぐらいのお金が入って、ぐっと手持ちが増えたわけですけども、それをどういうふうに投資をしていくか、そこは実は我々が全くタッチできない部分でございます。

言ってみれば、我々の知らないところでいろいろな投資がされて、減価償却が増えてきて、その結果使用料が上がって、それを払えということで、今、企業会計的にバランスシートを見れば、そ

の残っている資金を、どういう投資をするかというときに我々がかかわればまだ納得できる仕組みなんですけども、実はそこには全く我々がかかわれなくて、でき上がった数字だけで人件費が上がった、あるいは減価償却費が上がったから、あなた方、お金を払いなさいと言われても、これはなかなか納得しがたい。

特に我々の財布も、卸売会社でいきますと、売上対比の営業利益が0.2%であります。ですから、1000分の2.5という数字でありますけども、これがちょっとでも動けば利益がなくなるといった状況で仕事をしておりますので、かなり死活問題であるといったことをご認識いただければと思っています。

横山委員長 貴重なご意見、ありがとうございます。

それでは、食肉部のほうで寺内委員、いらっしゃいましょうか。

寺内委員 質問等は今各担当の方がなさっていますけど、我々といたしましては、市場の使用料については大変関心が深いんですけども、何しろ今、市場流通というのが年々低下しております。集荷対策で大変みんな苦労しておりますし、東京の場合も相当の量を集荷しておりますけれど、ここ一、二年の経済状況の下落で、売上が年々7%から8%ダウンしております。去年、今年と7%ぐらいかなという、大体2年間で15%ぐらいは下がっているんじゃないか。そうすると、やっぱり手数料の収入もそれに準じて利益が収縮されております。

我々としても、いろんなことで経費節減だとかで努力はしているんですけども、他市場と比較したらまだまだ優位な立場にあるんですけど、今、地方の生産者の方々が我々に言うてくることは、「東京まで運ぶということは運賃経費がかかるんですよ」と。その運賃経費が利益の負担の中では相当重いんだと。そういうことは、全国から集荷している我々としては相当な負担だなどは思っております。だけれど、そんなことを言っても我々としては集荷・販売しなければなりませんので、それについてはいろんな努力をして解決していきたいと思っています。

ただ、魚にしてもそうなんですけれども、産地で水揚げされた魚を市場を通さないでスーパーが直接荷受けしてしまうというようなことが今あちこちでやられておりますよね。食肉の場合は、と畜解体というのがあるんですけども、九州地方の鹿児島をはじめとして、生産した豚を現地でと畜解体して部分肉にして販売する。だから、生体には絶対に出さないというような風潮がどんどん今行われています。

だから、そういう面で、我々も生産者の立場もわかるんですけども、東京都に荷を集荷するということについては大変厳しくなっていると言えるんじゃないかと思います。これについてどういうふうにして解決していくかということについては、今回の市場使用料の検討会を含めて、市場全

体の行き方というものを考えていかなきゃならないんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

横山委員長 貴重なお話、ありがとうございます。

それでは、恐縮ですが、花き部の区分で磯村委員、よろしくお願いいたします。

磯村委員 消費者の最大の関心事というのは、鮮度保持、どのくらい長く花を楽しめるかというところにあります。そして、そのためには、今までの市場の鮮度保持のありようでは、消費者に「価値を損ねているのではないか」というふうに言われかねないわけです。ですから、どうしてもかなり広範囲に卸売場、そしてドッグシェルターのようなトラックヤードなどなど、幾つかの施設が今後必要だろうと考えております。

また、東京の中央市場であるということでハブ機能が年々高まっております、買い上げも、地方の卸売市場が買って、そして自分のところに持っていくというようなこととなります。鮮度保持の高度化と物流のより合理化、高度化が東京の卸売市場にとって欠かせないと考えております。もちろん、築地の移転の問題、新市場まで含めまして、今後、新市場の中での取り組みというのを消費者、国民の負託にこたえるための中央卸売市場のありようというのはどういうことなのか。そして、そのときにどのような財源でどういうふうにしていけば、市場が消費者の役に立てるのかという観点から、この議論がなされるようお願いをしたいと思います。

横山委員長 ありがとうございます。

では、関連事業者の区分で一人しかいらっしゃらないのでございますが、藤井委員、お願いいたします。

藤井委員 市場の中では関連といいますが、つい先般までは附属商というような形で、本当の補完業務をずっとやっております。ただ、最近は、市場でおいしいものを食べさせるということで、特に築地の場合には同じ関連でも食堂部門が非常に盛況であると。ほかの皆さんから見ると邪魔だ、そんなに入れるなと言われております。現実問題として、市場外流通を一番こうむっているのが私たち関連業者です。それは包材、運送、あらゆる面で確実に増えております。

なお、もっと中身のある新しい市場という形で、私どもも市場の運営に少しでも役に立てばと思いついて、いろんな事業をやりました。結果、先ほど申し上げたとおり、食堂にたくさんお客さんが来ました。それが邪魔であるということで、この辺も、新しい市場としては最終的なお客様とどう対応するか。これは、築地だけでなく、仙台をはじめ全国の各中央卸売市場で、一般の人をどう扱うかということは非常に問題になっております。できることなら統一した意見を築地でまとめてくれないと言われておるわけです。これはなかなか難しいことですが、これからの2年

の間にその辺も皆さんにご理解をいただきたいと思います。

それから、施設使用料につきまして、関連事業者は平米当たり2,320円と割合高い料金を払っております。この辺につきましても、これからの2年の間にきちとしたものを出していただきたいと思っております。

横山委員長 ありがとうございます。事務局、何か今の各委員のご意見やご要望等について、ご回答やご意見はございますか。

飯田幹事 ただいまのご意見を踏まえまして、第2回には、これまで過去に議論された経緯も含めまして、課題という形で整理したいと思っております。その上で今後議論を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

横山委員長 ありがとうございます。今のはそれぞれ事務局説明についてのご意見、そのほか全体を通してのご意見も出てきておりますが、今、私、勝手に各区分でお名前が一番上に挙がっている委員のお声を伺ったわけでございますが、そのほか全体を通してご発言等ございましたら、いかがでしょうか。どなたからでも結構でございます。

では、お名指しして恐縮なんですけど、ご専門のお立場から、副委員長として何かご意見等ございましたら、ひとつよろしく願いたいと思います。

野見山副委員長 私は、横山委員長がおっしゃったように、受益者とその負担の割合をどうするかというのがこの委員会の重要な課題だろうと思います。また、この委員会は市場使用料のあり方について検討するのですが、川田委員がおっしゃったように、市場のあり方の検討も重要だというのは確かにそうだろうと思います。ただ、東京都中央卸売市場は東京都民のためだけにあるわけではなくて、関東地域や、花き流通のように全国流通にまで及ぶ、日本でも主要な中央卸売市場です。そのため、東京都中央卸売市場の受益者はだれなのか、また、その費用をだれが負担するのかという議論は大変重要ではないかなと思っています。2年間という長丁場ですので、私も勉強しながら皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

横山委員長 ありがとうございます。予定されている時間はそろそろだろうと思いますが、どなたかございましょうか。

私のほうから少しお話をさせていただこうと思います。今、大変貴重なご意見を各委員からお寄せいただきました。政府税調のときも言って、それから都税調のときも言い続けているのは、それぞれの機関なり審議会もそうなのですが、やはり位置付けと、意味付けと、秩序付け、この3点を明確にすべきではないか。

副委員長のほうからも言及していただいたように、非常に重要なのは、市場使用料のあり方より

むしろ、卸売市場そのもののあり方が問われている点だろう。そして、公共性と受益と負担といったときに、受益が広く一般の人々に純粋公共財のような形であまねく行くなれば、料金で徴収する必要もないだろう。この辺のところはやはり川田委員のご指摘のとおりだろうと思います。

それからまた、伊藤（裕）委員がおっしゃってくださったように、これから議論していくときに、数字をどういうふうに理解し、その数字の裏にある意味を全体の中で私たち委員それぞれが共通の認識を持つ必要があります。体重は何キロですかといったときに、体重は50キロだという事実を共有してから、その体重50キロが最適な体重なのか、重過ぎるのか、軽過ぎるのかというような「べき論」の話のときに、どんな条件で望ましい体重を理解したらよいのだろうか。こういうことも今後検討していかなければいけないのではないかと思います。

だから、少なくとも今の体重は何キロかという事実はちゃんと開示していただく。その上で、私たちができることはそう多くないと思うのでございますが、やはり最終的にはこれは条例なり規則の改正ということで、都民を代表している議会、あるいは都民から選ばれた首長である知事のお考えもございましょうから、そのときの一つの討議資料というんでしょうか、こういうふうな考え方があるのではないですかということの方向性を、冒頭市場長のほうからお話があったように、方向性を見出していくということなのではないか。そういう点では、これから2年間にわたって委員各位のご協力をいただきながら、一步一步丁寧に議論を積み上げて、そして、やはり都民の皆さんがご納得できるような形の取りまとめができたならと個人的には思っておる次第です。

私見を申し上げますが、ひとえにこれも、冒頭申し上げましたように、私は交通整理をすることで手いっぱいだろうと思いますので、委員各位におかれましては、それぞれの知見、ご経験を踏まえてできる限りのご協力を賜りたいと思います。

以上で本日の議事を終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。次回の委員会の日程については、いろいろ事務局も苦労していると思いますが、ご案内のとおり政治状況でございますのでなかなか難しいと思いますが、事務局より別途ご案内をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第1回の市場使用料あり方検討委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会